

# 統一地方選挙

## 長崎県議会議員一般選挙 (長崎市選挙区)

**投票日 4月12日 (日)**

(高島・池島地区は、11日 (土) に繰り上げ投票)

**投票時間 午前7時～午後8時**

(高島・池島地区は午前7時～午後6時)

## 長崎市議会議員一般選挙 長崎市市長選挙

**投票日 4月26日 (日)**

(高島・池島地区は、25日 (土) に繰り上げ投票)

**投票時間 午前7時～午後8時**

(高島・池島地区は午前7時～午後6時)

### 投票所入場券は大切に!

今回の投票所入場券は、**県議選挙と市議・市長選挙の両方で使用します。**

投票所に忘れないようにご持参ください。(期日前投票の場合も同様です。)

- ・投票所入場券は、**4月3日 (金)** から順次お届けします。
- ・投票所入場券で、指定された投票所をお知らせします。投票日当日は、指定された投票所以外では投票できませんのでご確認ください。
- ・投票所入場券を紛失した場合は、投票所または期日前投票所の受付でお申し出くだされば、投票することができます。

### ●投票所変更及び統合のお知らせ

次のとおり変更しましたのでご注意ください。

新しい投票所	投票所が変更となる区域	前の投票所
< 変更 > 長崎市黒崎地区公民館	永田町 (3249番地の区域)、上黒崎町 (13番地から1978番地まで及び1980番地から2443番地2までの区域)、下黒崎町、東出津町 (1823番地250の区域)、新牧野町 (2025番地及び 2032番地の区域)	長崎市立黒崎東小学校
< 統合 > 長崎市茂木地区公民館	茂木町 (1299番地から1324番地まで、1441番地から2562番地まで、2567番地及び2569番地から2570番地までの区域) ※以前から投票所が茂木地区公民館であった人は変更ありません。	長崎市みかん撰果場

## 県議選挙

### ●投票できる人は

**住所要件** 平成27年1月2日（金）以前から

長崎市に住民登録がされている人

**年齢要件** 平成7年4月13日以前に生まれた

人

### ●長崎市から転出した人は

(1)長崎県外の市町村へ転出↓転出後は投票できません。

(2)長崎県内の市町へ転出↓次の①～④すべてに該当する場合は、転出後4か月を経過するまでの間は長崎市の有権者として投票できます。

①長崎市の選挙人名簿に登録されている。

②転出日が平成26年12月12日（金）以降である。

③転出先の市町の選挙人名簿に登録されていない。

④転出後、引き続きその市町に住所を有している。

投票にあたっては、後述の「引き続き住所を有する旨の証明書」等の提出が必要です。詳しくは長崎市選挙管理委員会へお尋ねください。

### ●長崎市へ転入した人は

(1)平成27年1月2日（金）までに長崎市に転入届をした人は、長崎市の有権者として投票できます。

(2)平成27年1月3日（土）以降に長崎県内の市町から長崎市へ転入届をした人は、前住所地の市町の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地の市町の有権者として次の方法で投票できます。

#### 【投票方法】

①前住所地で当日投票（詳しくは前住所地の市町の選挙管理委員会にお尋ねください。）

②前住所地で期日前投票（詳しくは前住所地の市町の選挙管理委員会にお尋ねください。）

③長崎市で不在者投票

（期間）4月4日（土）～4月11日（土）  
不在者投票による場合は、事前に前住所地の市町選挙管理委員会へ書面で請求し、投票用紙等の交付を受ける必要があります。

①②③のいずれの場合も、投票時（③にあつては請求時）に「引き続き住所を有する旨の証明書」等の提出が必要です。この証明書は、県内どこの市町の住民登録担当課でも無料で発行されます。

## 市議・市長選挙

### ●投票できる人は

**住所要件** 平成27年1月18日（日）以前から

長崎市に住民登録されている人

**年齢要件** 平成7年4月27日以前に生まれた

人

### ●長崎市から転出した人は

市外へ転出した人は、今回の選挙で投票はできません。

### ●長崎市へ転入した人は

平成27年1月18日（日）までに長崎市に転入届をした人は、長崎市の有権者として投票できます。

（1月19日（月）以降に長崎市へ転入届をした人は、投票できません。）

### ●長崎市内間で転居した人は

(1)平成27年3月23日（月）までに転居届をした人は、新しい住所地の投票所での投票となります。

(2)平成27年3月24日（火）以降に転居届をした人は、今回の選挙では前住所地の投票所での投票となりますのでご注意ください。

●点字投票・代理投票

目の不自由な人は、点字によって投票することができません。また、心身の故障などの理由で投票用紙に自書できない人は、代理人（投票事務従事者）が代筆します。希望される人は投票所の受付にお申し出ください。

●選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の人は

選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員は、投票を行う際に、この証明書を提示する必要がありますので、投票所入場券といっしょに持参してください。

●不在者投票について

◆自宅等で郵便により投票する場合

次の表に該当する人は、自宅等で郵便により投票することができます。あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、希望する人は早めに長崎市選挙管理委員会へ証明書の交付申請の手続きを行ってください。

申請書は、長崎市ホームページからダウンロードすることができます。

※自宅投票する場合の投票用紙等の請求期限は次のとおりです。

県議選挙 4月8日（水）午後5時必着  
 （高島・池島地区の有権者は、4月7日（火）午後5時必着）  
 市議・市長選挙 4月22日（水）午後5時必着  
 （高島・池島地区の有権者は、4月21日（火）午後5時必着）

身体障害者手帳をお持ちの人	両下肢・体幹・移動機能の障害の程度	1・2級
戦傷病者手帳をお持ちの人	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害の程度	1・3級
介護保険被保険者証をお持ちの人	両下肢・体幹の障害の程度	1・2・3級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害の程度	特別項症から第2項症
	要介護5の認定を受けている人	特別項症から第3項症

◆指定病院、施設などで投票する場合

長崎県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院または入所している人は、その施設内で投票することができます。詳しくは、病院または施設へお尋ねください。

◆滞在地で投票する場合

仕事や用務のため選挙期間中に他の市町村に滞在中の人は、滞在地の不在者投票所（主に市町村の選挙管理委員会）で投票できます。

この場合は、長崎市選挙管理委員会へ書面で投票用紙等の請求をし、交付を受けてください。

なお、請求に必要な「宣誓書（兼請求書）」は、長崎市のホームページから様式をダウンロードすることができますほか、長崎市選挙管理委員会、市役所本館総合案内、支所・行政センターで受け取ることができます。

●選挙公報について

候補者の氏名（政党名）、経歴、政見等を掲載した選挙公報を発行します。

選挙公報は、選挙期日の2日前までに新聞（長崎・朝日・毎日・読売・西日本・日経・産経）に折り込んで配布するほか、長崎市の主な施設にも備え付けますのでご利用ください。

なお、郵送を希望される人は、早めに長崎市選挙管理委員会までご連絡ください。

◎議員定数について

県議選挙（長崎市選挙区）の定数は14です。  
 市議選挙の定数は40です。

## 期日前投票のお知らせ

投票日に投票所へ行けない事情のある人は、投票日前に期日前投票をすることができます。

期日前投票をする場合は、『宣誓書』の提出が必要です。

『宣誓書』は、各期日前投票所に備え付けていますので、投票の際に記入し、受付に提出してください。

なお、『宣誓書』は事前に入手し、あらかじめ記入して期日前投票所に持参することもできます。

◎入手方法は、次の①～③のとおりです。

(県議選挙は4月2日(木)から、市議・市長選挙は4月17日(金)から入手できます。)

①長崎市選挙管理委員会、市役所本館総合案内、支所・行政センターで受け取る。

②長崎市のホームページから様式をダウンロードする。

③期日前投票所で受け取る。

**注意** 期日前投票所が変更になりました。変更後：**メルカつきまち**(変更前：**S東美浜町店**)

期日前投票所	県議選挙	市議・市長選挙
長崎市選挙管理委員会 ※1 (長崎駅前県営バスターミナル 6階)	4月4日(土)～4月11日(土) 午前8時30分～午後8時	4月20日(月)～4月25日(土) 午前8時30分～午後8時
メルカつきまち 5階 ※1	4月4日(土)～4月11日(土) 午前8時45分～午後7時	4月20日(月)～4月25日(土) 午前8時45分～午後7時
北公民館(チトセピア 3階) ※1	4月11日(土)は午後5時まで	4月25日(土)は午後5時まで
もりまちハートセンター 5階 ※1	4月4日(土)～4月11日(土) 午前8時45分～午後5時	4月20日(月)～4月25日(土) 午前8時45分～午後5時
市役所の各支所 ※2 琴海南部文化センター	4月6日(月)～4月10日(金) 午前8時45分～午後7時	4月20日(月)～4月24日(金) 午前8時45分～午後7時
香焼・伊王島・野母崎・三和・琴海の 各行政センター	4月6日(月)～4月11日(土) 午前8時45分～午後7時	4月20日(月)～4月25日(土) 午前8時45分～午後7時
外海ふるさと交流センター	4月11日(土)は午後5時まで	4月25日(土)は午後5時まで
高島行政センター ※3	4月6日(月)～4月10日(金) 午前8時45分～午後7時	4月20日(月)～4月24日(金) 午前8時45分～午後7時
	4月10日(金)は午後6時まで	4月24日(金)は午後6時まで
黒崎事務所	4月6日(月)～4月10日(金) 午前8時45分～午後5時	4月20日(月)～4月24日(金) 午前8時45分～午後5時
池島事務所 ※3	4月6日(月)～4月10日(金) 午前8時45分～午後4時30分	4月20日(月)～4月24日(金) 午前8時45分～午後4時30分

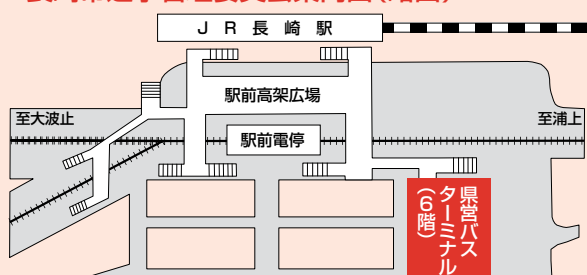
### ご注意ください!!

※1 長崎市選挙管理委員会、メルカつきまち、北公民館、もりまちハートセンターには、専用駐車場がありませんのでご了承ください。

※2 市役所(本館・別館)、西浦上支所、滑石事務所及び地区事務所では期日前投票は行っていません。

※3 高島、池島地区の有権者は繰り上げ投票(土曜日が投票日)となるため期日前投票の期限は、県議選挙が4月10日(金)まで、市議・市長選挙が4月24日(金)までとなります。

### 長崎市選挙管理委員会案内図(略図)



※専用駐車場はありません。

《お問合せ先》 〒 850-0057

長崎市大黒町3番1号交通産業ビル(県営バスターミナル)6階

長崎市選挙管理委員会 ☎(095)821-3520

長崎市のホームページもご覧ください。

長崎市→「市の紹介・市政全般」→「選挙」  
(<http://www.city.nagasaki.lg.jp/>)

※Facebook(長崎市公式総合フェイスブック)・Twitter(長崎市選挙管理委員会ツイッター)でも情報を発信しています。